

チャイルドシート等貸出要綱

社会福祉法人 里庄町社会福祉協議会

（目的）

第1条 この事業は、6歳未満の乳幼児を含む子育て世帯に幼児用補助装置（以下「チャイルドシート等」という。）を社会福祉法人里庄町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が貸し出すことにより、自動車乗車中の乳幼児の安全を確保し、子育て支援の一助に寄与することを目的とする。

（貸出期間及び利用料）

第2条 貸出期間は、原則として最長3ヶ月間とし、更新はできないものとする。利用料は無償とする。ただし、クリーニング代及び消毒代は借り受けたもの（以下「借受者」という。）が実費を負担しなければならない。

（クリーニング及び消毒の証明）

第3条 チャイルドシート等の返却時には、借り受けたチャイルドシート等のクリーニング及び消毒したことを証明できるもの（領収書等）を提出しなければならない。

（貸出対象者）

第4条 里庄町に在住する者を対象とする。

（借受者の責任）

第5条 借受者は、チャイルドシート等の使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 チャイルドシート等の維持管理は、借受者の責任において行わなければならない。チャイルドシート等貸出中に器具の異常その他の原因で借受者等が負傷しても、本会は賠償責任を負わない。

3 借受者は、チャイルドシートを破損し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、会長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

4 当該チャイルドシート等について、譲渡、交換、転貸及び担保に供してはならない。

（借受申請等）

第6条 借受希望者は、借受申請書（様式第1号）を本会に提出しなければならない。また、借受者は、速やかに借受書（様式第2号）を提出しなければならない。

(事務処理)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事務処理について必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年2月18日から施行する。

令和8年4月1日 一部改正